

創業特例について

(香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金)

(令和3年5月分の例)

創業特例【2019年創業】		
<p>■ 令和元年5月2日以降に創業された場合、下記の2019年創業特例により取り扱うものとします。</p>		
<p>※ただし、平成30年6月1日から令和元年5月1日までに創業された方で、平成30年6月から令和元年5月までの期間の売上高が0の場合は、2019年創業特例(区分A)を用いることができます。</p>		
区分	創業日	令和元年5月売上高とみなす金額の算定方法
A	令和元年5月2日から令和2年3月1日までに創業した者	「令和元年5月の売上高」か「令和元年5月から令和2年4月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれかを、「令和元年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。
B	令和2年3月2日から4月末までに創業した者	「令和2年3月及び4月までの売上の平均月額」か「令和2年4月の売上高」のいずれかを、「令和元年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。

創業特例【2020年創業】		
<p>■ 令和2年5月2日以降に創業された場合、下記の2020年創業特例により取り扱うものとします。</p>		
<p>※ただし、令和元年6月1日から令和2年5月1日までに創業された方で令和元年6月から令和2年5月までの期間の売上高が0の場合は、2020年創業特例(区分C)を用いることができます。</p>		
区分	創業日	令和2年5月売上高とみなす金額の算定方法
C	令和2年5月2日から令和3年3月1日までに創業した者	「令和2年5月の売上高」か「令和2年5月から令和3年4月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれかを、「令和2年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。
D	令和3年3月2日から4月末までに創業した者	「令和3年3月及び4月までの売上の平均月額」か「令和3年4月の売上高」のいずれかを、「令和2年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。

※令和3年6月分、令和3年8月分、令和3年9月分も上記の取扱いに準じるものとします。